

# 日本人はどれほど働きすぎか

～労働時間の国際比較から考える～

2018年3月3日 ゆうあい会 森岡孝二

- 労災請求状況に見る過労死の現状
- 労働時間の国際比較
- 過労死の増加を招く「働き方改革」

# はじめに

◇ All work and no play makes Jack a dull boy.

仕事ばかりして休まないつまらない人間になる(17世紀から使用)

◇ 『梁塵秘抄』(平安末期の歌謡集) 「遊びをせんとや生れけむ、戯れせんとや生れけん、遊ぶ子供の声きけば、我が身さえこそ動がるれ」。

◇ マルクス 「時間は人間の発達の場である。思うままに処分しうる時間をもたない人間、睡眠や食事などをとる純然たる中断時間は別として、その全生涯が資本家のための労働にすいとられている人間は、家畜にも劣る」(『賃金・価格および利潤』)。

◇ 自由時間 = 「人間的教養のための、精神的発達のための、社会的役割を遂行するための、社会的交流のための、肉体的および精神的生命力の自由な活動のための時間」(『資本論』)

# 1 労災請求状況にみる過労死の現状

- ◇減らない過労死---高止まりで横ばい
- ◇増え続ける過労自殺---とくに若年層で多発
- ◇非正規雇用の増加にともなう見かけの労働時間の短縮
- ◇男は残業・女はパートの日本的働き方
- ◇依然として短縮しない男性フルタイム労働者の労働時間
- ◇36協定による超長時間労働の制度的温存
  - 労基法は1日8時間、1週40時間
  - 現実には1日10時間、1週50時間
- ◇過労死職場・ブラック企業では戦前並みの1日15(月330)時間労働も

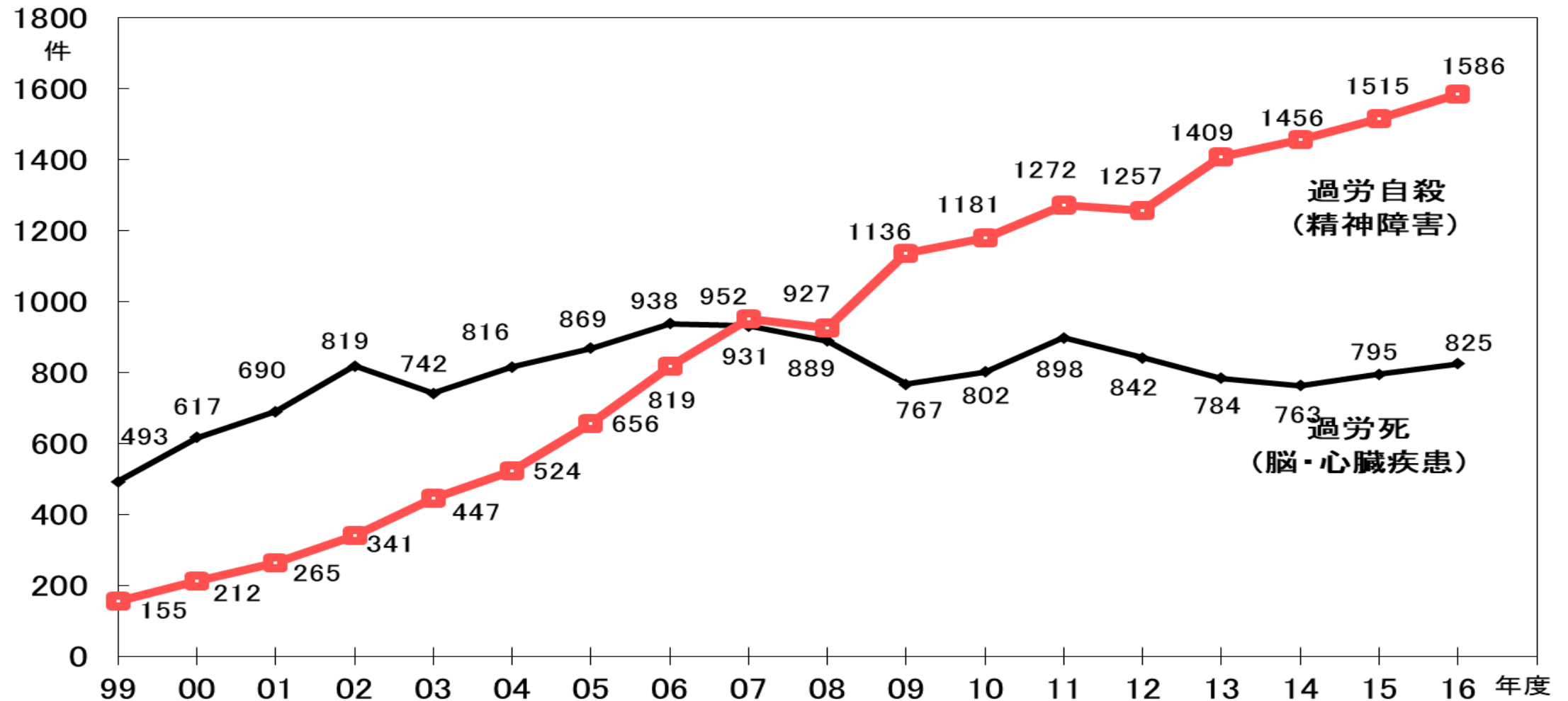
図表1 過労死等の月残業時間別支給定件数 2011～16年度

残業時間の区分	脳・心臓疾患	精神障害
60 時間未満	2件	950件
60 時間以上～80 時間未満	116	130
80 時間以上～100 時間未満	643	152
100 時間以上～120 時間未満	367	294
120 時間以上～140 時間未満	235	210
140 時間以上～160 時間未満	124	118
160 時間以上	141	282

(出所)厚生労働省「過労死等の労災補償状況」各年版

(注)死亡事案以外を含む

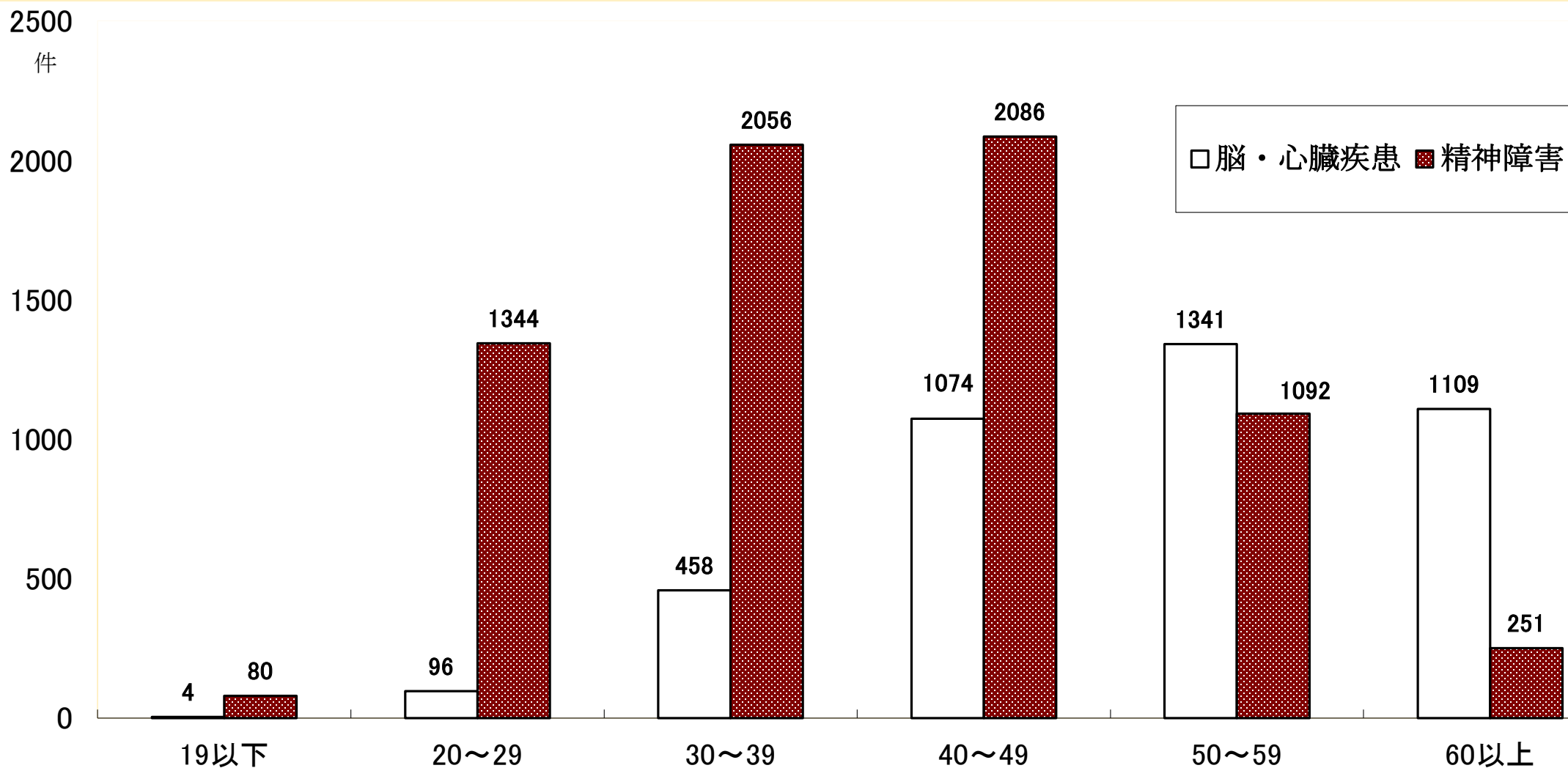
# 図表2 過労死等の労災請求の推移



(出所)厚労省「過労死等の労災補償状況」時系列データ

(注)死亡事案以外を含む。

# 図表3 若年層で多発する精神障害・過労自殺



(出所) 図2に同じ。

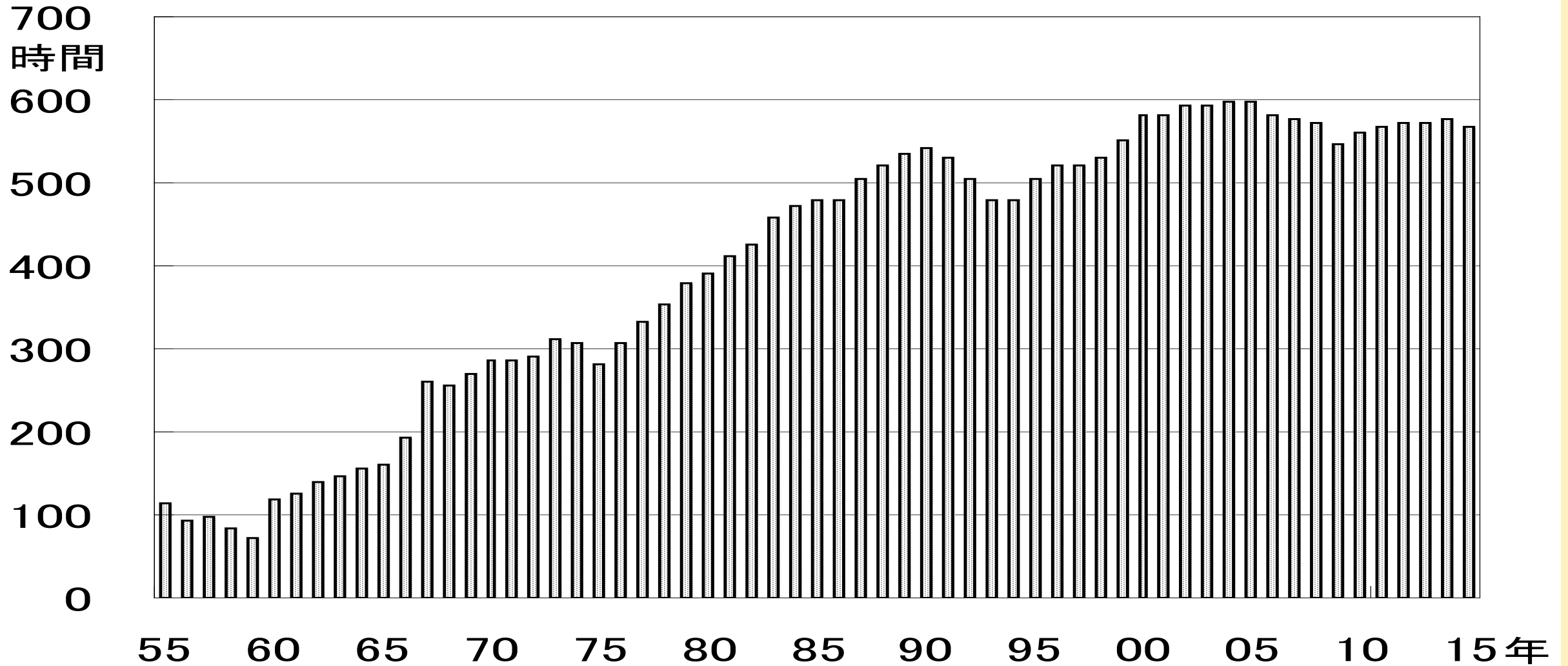
(注) 数字は2011～2015年度の労災申請件数。死亡事案以外を含む。

## 図表4 フルタイム労働者の週労働時間の推移

	1976	1981	1986	1991	1996	2001	2006	2011
男女	46.7	49.7	50	49.1	48.8	48.2	50.1	50.1
男性	48.2	51.1	52.4	51.5	51.3	51	52.8	53.1
女性	43.5	46.7	44.9	43.9	43.4	42.4	44.3	43.7

(出所)黒田祥子「日本人の働き方と労働時間に関する現状」(内閣府規制改革会議  
雇用ワーキンググループ資料、2013年10月31日)。

# 図表5 年間労働時間の男女格差の推移



(出所)総務省『労働力調査』年平均結果時系列データ



## 2 労働時間の国際比較

◇先進国で例外的に長い日本の労働時間

熊谷徹『5時に帰るドイツ人 5時から頑張る日本人』 SB新書

非常に高い長時間労働者の割合

男性正社員は年間で米英より約500時間、独仏より約600時間長い

女性正社員も先進国で最長＋長い家事労働時間

◇取れない年次有給休暇

先進国でもっとも少ない年休取得日数

2015「過労死等に関する実態把握のための社会面調査」、ゼロ日34.5%  
(正社員では30.3%、非正社員では45.8%)、平均取得日数は正社員で6.9日、  
非正社員で5.5日世界は30日100取得が常識、日本では3割はゼロ日

# 5時に帰るドイツ人、5時から頑張る日本人

熊谷 徹 著

日独の働き方を比較する上で欠かせない一書である。

著者は27年間ドイツで働いている。その前はNHK記者として8年間日本で働いていた。両国での体験に裏打ちされた考察であるだけに具体的で説得力に富む。

ドイツでは、1日10時間超えて働くことは法律で禁止されている。6カ月間の平均では1日8時間を超えてはならない。国による監督も罰則も日本よりはるかに厳しい。その結果、管理職でなければ残業はほとんどない。

またドイツでは、大半の労働者が年間30日の有給休暇を100%消化している。これに12日の祝日と土日を加えると、1年の4割、約150日は休んでいることになる。

ドイツには日本語の「頑張る」に当たる言葉がない。日



SB新書・800円

## 年の4割が休日 背景に闘う労組

くまがい・とおる 59年  
生まれ。ジャーナリスト。  
ミュンヘン在住

本でいう「お客様は神様」の過剰なサービスもない。

にもかかわらず、ドイツの経済は好調で、労働者1人当たりの労働生産性は日本を5割近く上回っている。

片や日本の政府は、電通の高橋まつりさんの過労自殺事件が公表された頃から、声高に「時間外労働の上限規制」を言い始めた。しかし、1日や1週の上限はなく、特別な事情があれば月100時間未満の残業なら認めるという。甘すぎて過労死防止にもならない。労働組合でありながらこの案に合意した連合の姿勢もまた甘い。この背景にはストライキが増えるドイツと激減する日本の違いがある。この違いは脱原発を法制化したドイツと原発再稼働に走る日本との違いにも通じている。

この国で過労死をなくし、8時間働けば普通に暮らせる社会を実現するためにも、本書をお勧めする。

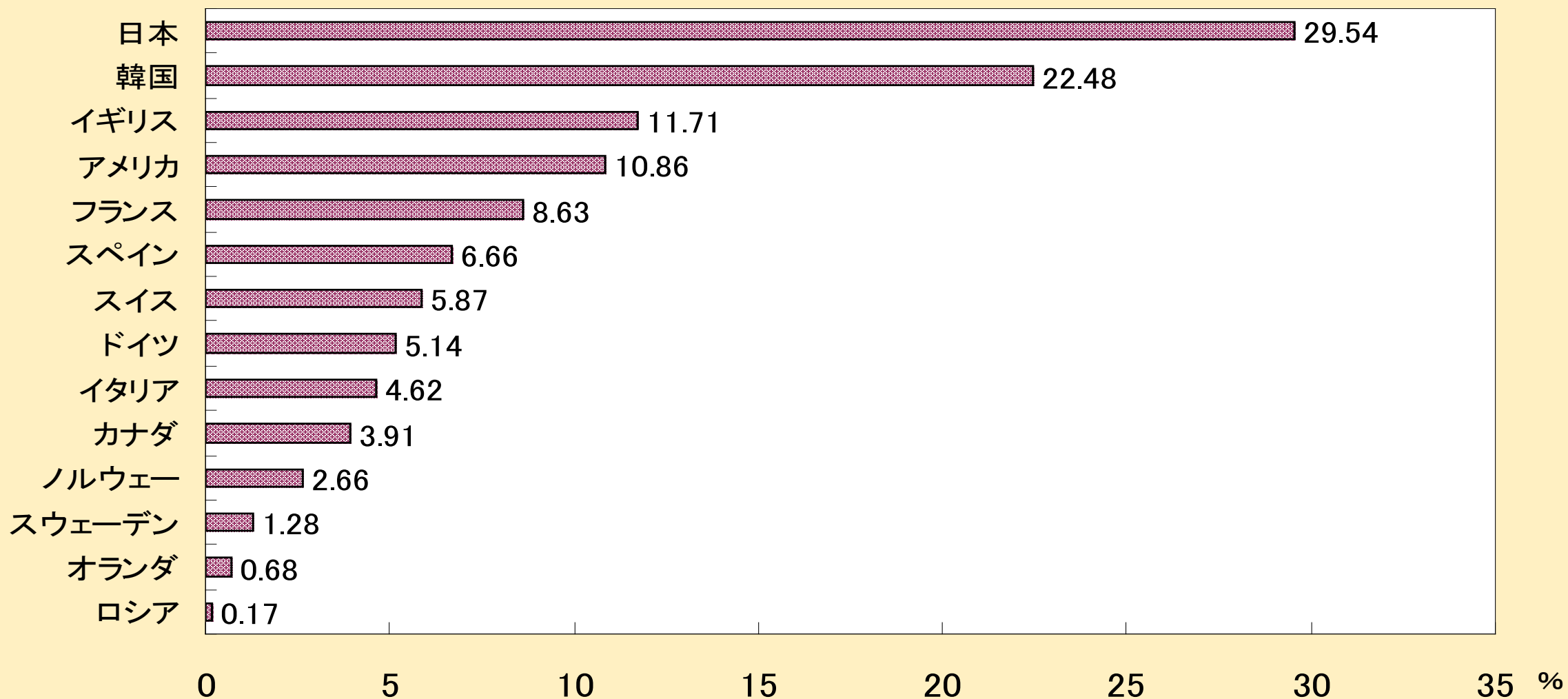
評者 森岡孝二 関西大学名誉教授

## 図表6 フルタイム労働時間の国際比較

		2001年	2006年	2011年	2016年
日本	男性	50.9	52.5	53.1	52.9
	女性	42.9	44.9	44.1	43.9
アメリカ	男性	43.0	42.9	42.5	40.5
	女性	40.3	40.3	40.2	40.3
イギリス	男性	45.1	43.8	43.6	40.7
	女性	40.2	39.6	39.6	40.0
ドイツ	男性	40.3	40.6	40.9	38.3
	女性	38.6	38.5	38.6	38.2
フランス	男性	39.1	40.1	40.3	38.4
	女性	37.4	37.7	38.2	37.9

(出所) 総務省「社会生活基本調査」OECD, Average usual weekly hours worked, 2016

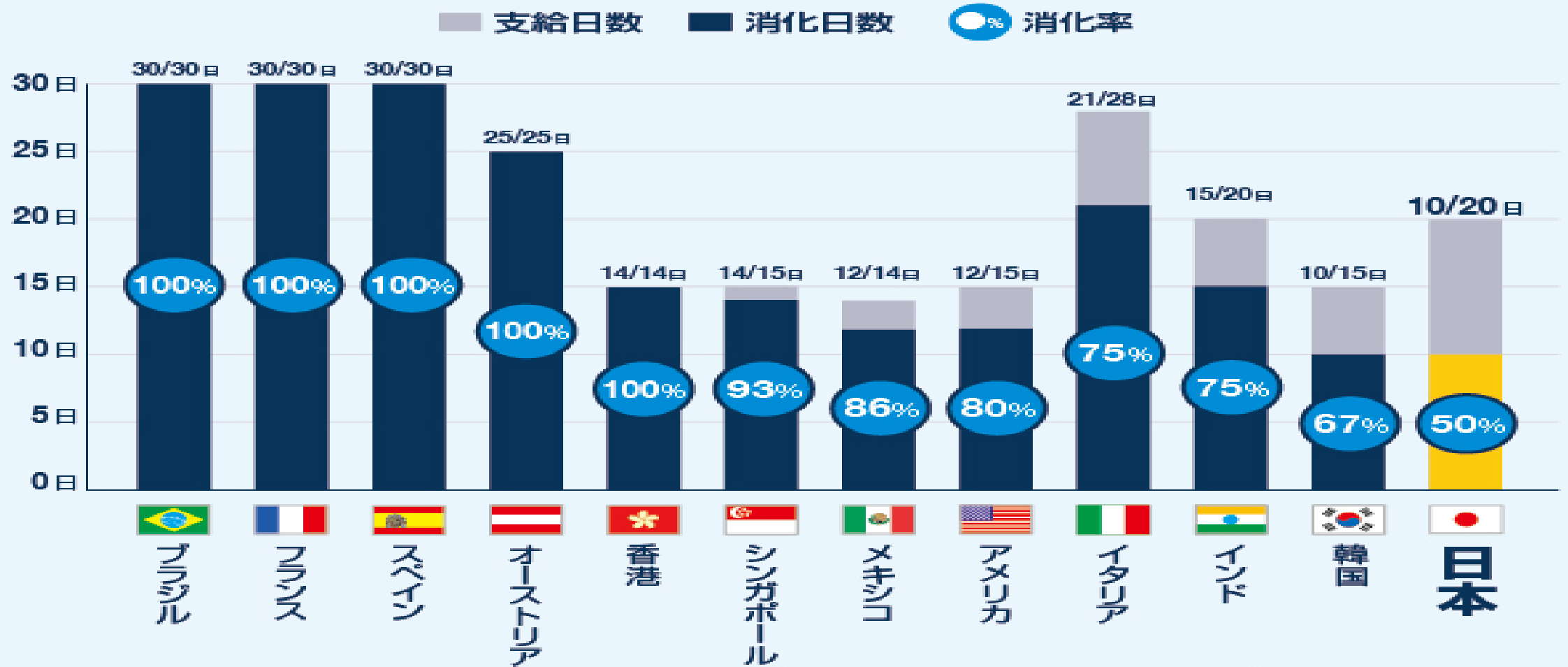
# 図表7 長時間労働者の比率の国際比較



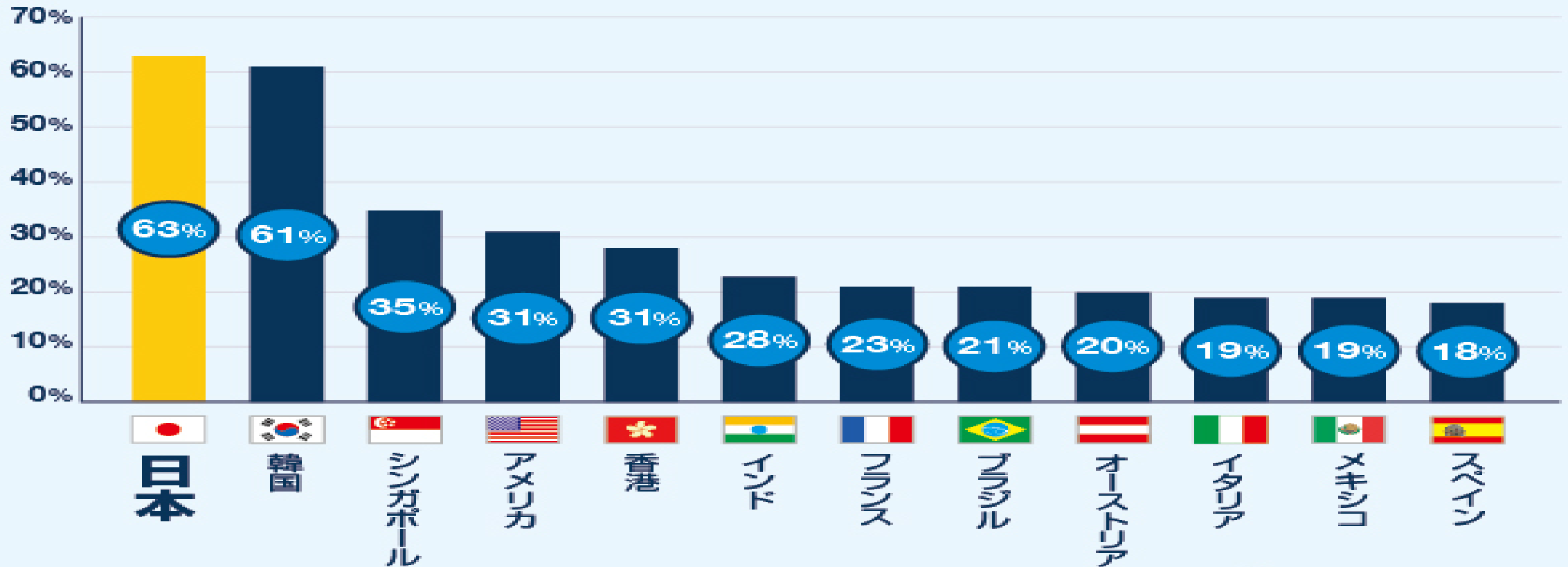
(出所) OECD Better Life Index [Work-life balance], 2010年の比較

(注) 長時間労働者は週50時間以上の就業者

# 日本人の有休消化率、2年連続最下位...



日本人は世界一真面目!?  
有休取得に罪悪感を感じる人の割合





### 3 過労死の増加を招く「働き方改革」

- ①一定の労働者を労働時間規制から外す「高度プロフェッショナル制度（高プロ制）」の創設。過労死防止法の成立から4日後に閣議決定
- ②労使で定めた一定時間以上は労働時間と見なされず、残業代も支払われない裁量労働制の営業職への拡大、収入の多寡に無関係
  - 杜撰・改竄疑惑の調査データ、厚労省品質不正事件
- ③過労死するほどの長時間残業を法認＝放任する時間外労働の上限設定、規制強化どころか**いっそうの規制緩和**

# 「働き方改革実行計画」の概要

時間外労働規制の枠組み: 上限を原則として 月45時間・年360時間。臨時的な特別の事情がある場合は 年720 時間以内、2～6カ月平均で 80 時間以内、単月で 100 時間未満。月45、年360、年720は休日労働を別枠扱い。

- 36協定の特別条項を残す特例温存の制度設計
- 休日労働別枠で年間最大960時間を許容
- 過労死は月100時間未満の残業で多発
- 36協定の延長時間(上限平均78時間)の引き上げを誘発
- 深夜交替制勤務の過重性を無視
- 残業限度基準に関する適用除外制度の見直しを先送り
- 罰則強化、割増率引き上げ、監督官の大幅増員を回避
- 過労死防止法に逆行
- 法定労働時間(1日8時間、1週40時間)のいっそうの空洞化



# 働き方改悪の白紙撤回と過労死防止法・大綱の改正

- 「働き方改革」の関連法案は裁量労働制だけでなく、高プロ制も上限設定も白紙撤回へ
- 過労死防止法と大綱の改正
  - ◇ 過重労働対策法に拡充。
  - ◇ ハラスメント防止を盛り込む
  - ◇ 若者の過重労働防止のための特別対策を盛り込む
  - ◇ 36協定の抜本的見直し――現行の上限時間（週15時間、月45時間、年360時間）の法規制、特別条項・適除除外・年休別枠扱いの廃止
  - ◇ インターバル休息規制（最低連続11時間以上）の義務化